

## 調査の沿革

### (1) 昭和27年～42年

本調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的として、昭和27年から「毎月労働災害統計調査」として開始した。調査対象は、常時100人以上の常用労働者を使用する全事業所（管理又は事務部門のみをもって構成する事業所を除く。）とした。また、昭和39年からは、建設業については有期事業の場合、調査単位を事業所から作業現場（期間中の平均労働者数100人以上の作業現場）に改定した。

### (2) 昭和43年～48年

昭和43年には、「労働災害動向調査毎月調査」と改称し、調査対象を30人以上の常用労働者を雇用する事業所とする標本調査に改定した。建設業のうち総合工事業については労働者災害補償保険の概算保険料が20万円以上又は工事の請負金額が3,000万円以上の工事現場（その後の改定により、現行では、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上の工事現場）に改定した。

### (3) 昭和49年～54年

昭和49年から、毎月調査を四半期調査とする改定を経て、さらに、昭和52年からは100人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とする四半期調査と、10～99人の常用労働者を雇用する事業所を対象とする小規模事業所調査とに分けた。小規模事業所調査は7～9月の3か月を調査期間とし、調査対象産業は昭和52年は製造業の特定7業種、昭和53年は製造業以外の産業、昭和54年は製造業の特定7業種について実施した。

### (4) 昭和55年～平成3年

昭和55年には、四半期調査を甲調査と、小規模調査を乙調査と改称した。同時に甲調査については、調査対象産業にサービス業のうちの洗濯業と建物サービス業を追加した。乙調査については、調査対象産業を30～99人の常用労働者を雇用する事業所は甲調査と同一（ただし建設業のうち総合工事業を除く。）、10～29人の常用労働者を雇用する事業所は従来の製造業特定産業7業種とし、調査対象期間を1～12月とする年1回の調査とした。

### (5) 平成4年～19年

平成4年からは、四半期調査である甲調査を半期調査に改定するとともに、甲調査と乙調査（30～99人の常用労働者を雇用する事業所に限る。）の調査対象産業に、卸売・小売業、飲食店（飲食店を除く。）とサービス業のうち旅館、ゴルフ場を追加した。

### (6) 平成20年～

平成20年からは、甲調査・乙調査の種別を改変し、事業所調査として総合工事業を除く10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象として年1回、総合工事業調査として総合工事業の工事現場を対象として半期ごとに実施（総合工事業調査の集計は1年間の状況についてのみ行い、半期ごとの集計は行わないこととした。）した。

平成19年以前の乙調査においては不休災害被災労働者数について調査していなかったが、平成20年からは事業所調査の10～99人の常用労働者を雇用する事業所においても100人以上の常用労働者を雇用する事業所と同様に不休災害被災労働者数について調査した。

また、医療、福祉を調査対象産業に追加し、複合サービス事業を調査対象産業から除いた。

なお、国営の事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象外とした。

### (7) 平成23年～

平成23年からは、これまで林業のみ調査対象産業としていた農業、林業について、農業も追加した。

(8) 平成29年～

平成29年からは、サンプルフレームとして用いる母集団情報に、産業細分類のデータが一部を除き保有されなくなったため、特掲産業（細分類）別の集計を廃止した。ただし、ゴルフ場については、従前どおり母集団情報から把握可能であることから、特掲産業（小分類）別の集計表に追加して表章することとした。

(9) 平成30年～

平成30年からは、調査対象産業に漁業を追加した。